

他社イメージに  
タダ乗り事例も

介護施設や介護サ  
ビス事業者において  
は、親しみのある名称  
や高級感のある名称な  
ど、それぞれの特性に  
合った命名をしてお  
り、評判がよくなるに  
つれ、名称はブランド  
イメージを有すること  
になります。

自社が使い始めた名  
称であるから、他の会  
社が勝手に同じような  
名称を使い始めると納  
得がいけないと思いま  
す。このようなブラン  
ドイメージにタダ乗り  
する者は、フリーライ  
ダーと呼ばれています  
が、自社の名称など  
につき法律上の特別の保  
護がない限り、これを  
防ぐことはできません。

例えば、「アヴァン

セ」という名称のブラ  
ンドイメージを守るた  
めには、会社「アウ  
アンセ」という名称が  
あるというだけでは足

## 介護施設を取り巻く 法律問題の今

りません。会社名は、  
商号と呼ばれますが、  
類似の商号を定めるこ  
と自体は、会社の設立  
においては禁止されて  
いません。

ブランドイメージを  
守るためには、①商標  
として登録する、②周

## 他社が類似の施設名称使用 商標登録でトラブル防止

有している場合、③著  
名性(全国的に知られ  
ている名称となるこ  
と)といったいずれか  
の要素を満たしていな  
ければ、法律上の保護  
を受けることは難しい  
と言わざるを得ませ  
ん。②及び③について  
は、不正競争防止法に  
よる保護を受ける条件  
となっておりますが、こ  
れらの要件を立証する  
ことは、自らの知名度  
や広告範囲など、立証  
対象及びその方法が多  
岐にわたってしまうた  
め、なかなか立証する  
ことが難しい類型とな  
っています。

①を満たすことによ  
って、商標法による保  
護を受けることがで  
き、こちらは登録が必  
須の要件となります  
が、登録をすることが  
できれば、比較的保護  
を受けやすい環境は整  
うと言えるでしょう。

過去に、介護施設に  
おける名称を商標登録  
していたことを理由と  
して、同様の商標に地  
域名を付けた事業者に  
対して、商標権を侵害  
するものとして、使用  
の差し止めと損害賠償  
を求めた裁判がありま  
す。多くの介護施設で  
は、「○○○(地名)」  
といった名称を付け  
て、事業を展開するこ  
とが多いように思われ  
ますが、本件もまさに  
そのような名称のうち  
「○○」の部分が商標  
登録されていたという  
事案です。

結論として、商標と  
して登録していたこと  
も必要でしょう。  
自らのブランドイメ  
ージを守るためには、  
商標登録を検討するこ  
とが重要であることを  
示すとともに、自らの  
展開しようとしている  
名称が商標登録されて  
いないかということ  
を調査しておかなけれ  
ば、後に使用できなく  
なったり、損害賠償を  
負担するといった不利  
益を受ける恐れがある  
ことを認識しておくこ  
とも必要でしょう。



家永 勲

AVANCE LEGAL  
GROUP LPC執行役  
員  
企業法務事業部部長

### 【プロフィール】

不動産、企業法務関  
連の法律業務、財産管  
理、相続をはじめとす  
る介護事業、高齢者関  
連法務が得意分野。  
介護業界、不動産業  
界でのトラブル対応と  
その予防策についてセ  
ミナーや執筆も多数。